

酒田港港湾計画書（案）

— 一部変更 —

平成 27 年 1 月

酒田港港湾管理者
山 形 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成18年4月第23回山形県地方港湾審議会
- ・平成18年7月交通政策審議会第18回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成24年7月第24回山形県地方港湾審議会
- ・平成27年1月第26回山形県地方港湾審議会

の議を経た酒田港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
I 港湾の環境の整備及び保全	2
1 廃棄物処理計画	2
2 港湾環境整備施設計画	2
II 土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

- 1 企業の立地促進及び港湾の環境整備を図るため、外港地区において廃棄物処理計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画の変更を行う。

I 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

土地利用計画の変更に伴い、廃棄物処理計画を変更する。

浚渫土砂400万 m^3 を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり計画する。

外港地区 海面処分・活用用地 41ha [既定計画の変更計画]

なお、浚渫土砂の埋立処分が終了した海面処分・活用用地は、工業用地37ha及び緑地4haとして土地利用を図る。[既定計画の変更計画]

〔既定計画
外港地区 海面処分用地 41ha〕

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 外港地区において、季節風による影響を緩和するため、防風等の機能を有する緑地を計画する。

外港地区 緑地 7ha [既定計画の変更計画]

〔既定計画
外港地区 緑地 3ha〕

Ⅱ 土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

企業の立地促進及び港湾の環境整備を図るため、土地利用計画を変更する。

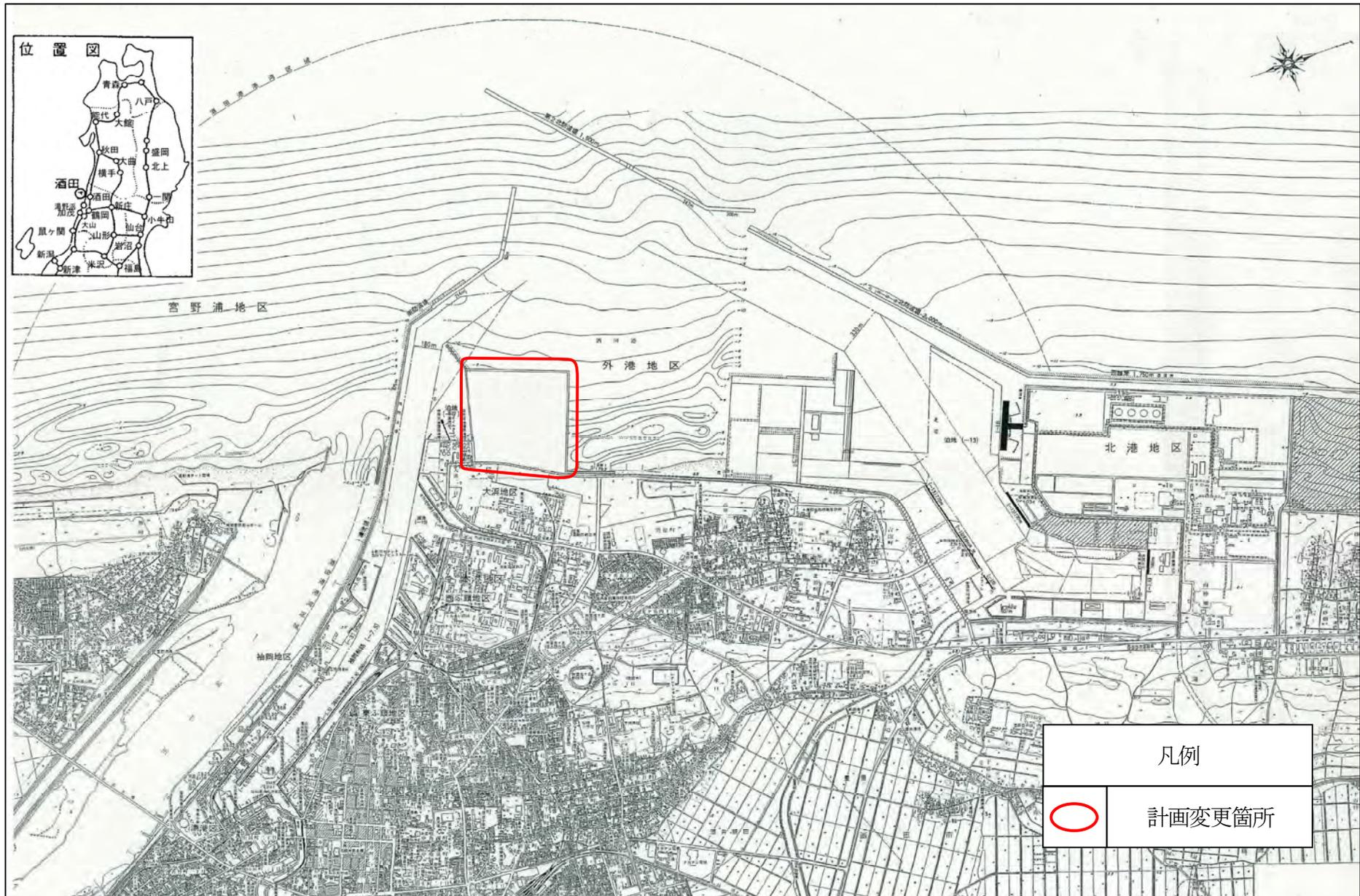
(単位:ha)

用途・地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	危険物取扱施設用地	交通機能用地	緑地	公共用地	海面処分用地	合計
外港地区	(16)	(15)		(48)		(8)	(26)	(5)		(118)
	16	15		48		8	57	5		149

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2:端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3:今回の変更に係る地区のみ記述した。



酒田港港湾計画位置図